

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2023年

No. 150

2023年9月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会

THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 小澤洋美
© JASE. 2023 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

| | |
|------------------------|----------------------|
| LGBTQと人権保障のいま…………… 1 | 出会いは世界を広げていく⑥…………… 7 |
| わたしたちの性教育アクション⑥…………… 5 | 今月のブックガイド…………… 8 |
| 多様な性のゆくえ⑦…………… 6 | JASEインフォメーション…………… 9 |

LGBTQと人権保障のいま 自由権規約委員会からの勧告を活かす

青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科教授 谷口 洋幸

はじめに

2023年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(通称 SOGI⁽¹⁾理解増進法)が可決・成立した。同法については、特に成立直前の修正内容を中心に、人権擁護に取り組む市民団体から深い憂慮が表明されている。「差別」や「人権」という文言挿入への拒否感など、あらためて日本における人権実現の困難さも浮き彫りとなった。

本稿では、昨年11月に自由権規約委員会⁽²⁾から発せられた改善勧告を紹介しながら、日本のLGBTQに関連する法政策の現状と課題について検討する。その上で、国際的な人権保障の基準へと到達していない日本の問題点について考えてみたい。

自由権規約委員会からの勧告

2022年11月、自由権規約委員会は日本が提出した

第7回報告書の審査結果としての総括所見 (concluding observations) を公表した。自由権規約 (正式名称は市民的・政治的権利に関する国際規約) を批准した国は、18名の人権専門家で構成される自由権規約委員会に対して規約上の権利の実現状況を定期的に報告し、建設的対話を通じた審査をうけなければならない。次の定期報告書の提出までに締約国が改善すべき点について、自由権規約委員会が総括所見の中で勧告として指摘する制度である。日本は1979年に自由権規約を批准して以降、これまで定期報告書を7回分提出し、通算5回の審査をうけている。今回取り上げるのは昨年採択された最新の総括所見である。

自由権規約委員会から日本に向けられた勧告として、LGBTQ関連の法政策に関するものは2008年と2014年の総括所見にも含まれていたが、今回の勧告は更に具体的かつ広範な内容となった。

(1) 差別禁止法へのSOGIの挿入

まず、差別禁止法の整備に関連して、差別禁止事由の中に性的指向 (sexual orientation) と性自認

(gender identity) を明示列挙すべきことが勧告された (paras.8-9)。差別禁止法の不在は、政府から独立した国内人権機関の未設置とならんで、日本における人権実現を阻害する深刻な構造的欠陥である。基本法たる差別禁止法には、自由権規約上の義務として、当然にLGBTQへの差別や人権侵害の原因となる性的指向や性自認が明記されなければならない。多くの国で差別禁止法への性的指向や性自認の文言追加が進む中、日本は文言を追加する土台となる基本法が存在せず、周回遅れの状況となっている。

差別禁止の法政策は、部落差別や障害者差別、雇用分野の男女平等など、個別分野の整備は少しずつ進んでいる。包括的な差別禁止法の議論もなかったわけではない。特に2000年代初頭に議論されていた人権擁護法案では、性的指向も差別禁止項目の一つとして明記されていた。同法案は人権侵害に対する救済制度の不備やメディアの自由に対する規制への懸念から廃案となっている。全体の建付けが的確でない法案ではあったものの、20年も前に性的指向が人権課題と認識されていた事実は重要である。

先ごろ成立したSOGI理解増進法が、この勧告への応答になっていないことは明らかである。2014年の総括所見でも指摘されていたとおり、SOGIを含む差別禁止法には、被害者への適切で効果的な救済の提供、人権侵害の申立の調査や防止措置などが含まれなければならない。SOGI理解増進法は国の基本計画の策定や意識啓発に終始しており、現状の法文のままでは、次回の総括所見でも同じ勧告が繰り返されることが容易に想像できる。

(2) SOGI差別への取り組み

総括所見には、LGBTQに特化した勧告項目(SOGI差別への取り組み)がある (paras.10-11)。日本に限らず、15年ほど前から各国の総括所見において独立項目で取り上げられることが通例となっている。今回の総括所見では、具体的に以下の4点について勧告が発出された。

1つめは、「(a) LGBTに対する意識啓発は固定観念・偏見をなくすための意識啓発活動を強化すること」である。法務省は毎年の人権週間の啓発活動項目として、2002年以降、20年以上にわたり「性的指向」や「性同一性障害」に関する偏見や固定観念をなくす

意識啓発活動を実施してきた。自由権規約委員会をはじめ、日本は国連の人権審査の過程で、この長年にわたる取り組みを重要な実績として報告し続けている。ただ、同性愛嫌悪やトランス嫌悪にもとづく言動は跡を絶たず、SOGI理解増進法案の議論過程における元首相秘書官の差別発言も記憶に新しい。SOGI理解増進法の成立により、意思啓発活動に法的根拠は与えられたものの、それが実質的な強化へとつながるのかは未知数である。

2つめに、「(b) 国全体として、公営住宅と同性婚 (same-sex marriage) へのアクセスを含む、規約上のすべての権利を同性カップルが享受できるようにすること」が勧告された。公営住宅への入居は2008年の総括所見から継続して指摘されてきた事項である。旧公営住宅法は入居可能な間柄を親族に限っていたため、同性カップルは除外されていた。地方分権法の施行にともない管轄が自治体に移った後も、入居要件としての親族要件はほぼ踏襲されていたため、2014年に引き続き今回も同じ内容の改善勧告を受けることとなった。同性パートナーシップ認定制度の導入に伴い入居制限を撤廃する自治体も増えているものの、その変更には別途の条例改正が必要となる場合も多い。今回の総括所見の大きな特徴の一つは、同性婚への明示的な言及が含まれたことである。自由権規約委員会は規約23条にいう婚姻に同性カップルを含めるか否かは国の裁量の範囲内との見解を一貫して示してきた。その中で日本に同性婚の導入を例示的に勧告してきたことは、LGBTQの権利保障の分野で日本が先進的な取り組みをしていくことへの期待とも読み取れる。

3つめは、「(c) 生殖器官・生殖機能の喪失と非婚状態を含む、性別再割当ての法的承認に関する不当な要件の撤廃を検討すること」である。具体的には、2003年に成立した性同一性障害者性別取扱特例法に定められる生殖不能要件(3条1項4号)と非婚要件(同2号)の撤廃に向けた検討が求められている。これらの要件は、1970年代後半頃から始まった性別記載変更手続きの整備の過程で、他のほとんどの国でも定められてきた要件である。しかし、2000年代以降、生殖不能要件については身体、特に生殖能力の剥奪という要件のもつ人権侵害性が、リプロダクションの権利との関係で問題視されるようになり、非婚要件については同性同士の婚姻を可能とする法整備の進展に伴

って、いずれも廃止されていく傾向がある。2016年に国連人権理事会によって創設された国連 SOGI 独立専門家による調査報告書でも、性別記載の変更要件は自己決定を基軸とし、介入的な要件は可能な限り撤廃していくことが各国に要請されている。これまで両要件とも日本の最高裁判所は合憲判断を下してきたが、現在、生殖不能要件については大法廷での審理が続いており、結果が注目される場所である。

そして4つめは、「(d) トランスジェンダー被収容者の独居拘禁を標準処遇としないよう 2015 年のトランスジェンダー被収容者の処遇指針とその適用の見直しを含め、矯正施設における LGBT 被収容者の公正な処遇にむけて必要な措置を講じること」が勧告されている。トランスジェンダー受刑者の処遇については、日本弁護士連合会の人権救済制度にもとづく勧告などを経て、2011年に法務省から処遇指針が発出されている。2015年には改訂版も作成され、再検討が続けられているものの、法律上の性別変更がなければ出生時の性別にもとづく収容となり、単独室での処遇や他の収容者との接触を避ける処遇が原則とされ、ホルモン投与が受けられないなど、様々な問題が指摘されている。また刑事収容施設だけでなく、入国管理センターなどでも同様の問題が生じており、トランスジェンダーの生き方を包摂した処遇・運用規則の再検証が必要である。

(3) ヘイトスピーチ・ヘイトクライム

LGBTQ に直接関連する記述は、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムに関する項目にも盛り込まれた。この項目で扱われた4つの勧告のうち、「犯罪化すべきヘイトの要因」と「法執行官教育の対象とすべき脆弱な集団」の2つの勧告の中で性的指向や性自認、LGBTQ について明記されている。前回(2014年)の総括所見の同項目にはなかった言及であり、2016年に成立したヘイトスピーチ解消法の改善を求める文脈での勧告である。各国のヘイトスピーチやヘイトクライムに関する法律は、民事的な救済(損害賠償など)から行政的な制裁、刑事処罰までさまざまだが、多くの国ではヘイトの要因の一つに性的指向や性自認を追加することが多くなっている。日本のヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」のみを対象とし、具体的な救済制度をもたないなど、極めて限定的なもの

であり、性的指向や性自認の追加も含めて、根本的な再検証が求められる。

勧告がもつ意味

自由権規約委員会からの改善勧告は、上記のとおり、詳細かつ具体的である。トランスジェンダー被収容者の処遇やヘイト対策への包含などの新しいテーマもあれば、差別禁止の法整備や同性カップルの法的利益の確保のように、繰り返されている勧告もある。このような具体的な勧告にもかかわらず、残念ながら日本のLGBTQに関する法政策は改善へと向かっておらず、国際的な人権保障の基準を満たしていない状況が続いている。

これはLGBTQの人権課題に限らず、また、自由権規約委員会からの勧告に限った話でもない。女性差別撤廃委員会や子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会などから発せられている他のさまざまな勧告も、国内法政策に的確に反映されているとは言い難い。「人権条約のもとに設置された委員会の勧告に法的拘束力はない」というのが、国側の一貫した返答である。この理解は一面では正しいものの、重要な誤りを含んでおり、注意が必要である。

たしかに、勧告そのものに法的拘束力はない。しかしながら、これらの勧告は、法的拘束力のある条約に定められた手続きにもとづき、人権専門家で構成される委員会が行った条約の有権的な解釈・適用の結果である。解釈としての十分な法的正統性がある以上、その解釈と異なる取り組みを実施する際には、正統な解釈を逸脱するに値する正当化事由の提示が必要である。「法的拘束力がない」という外的要因の説明のみで正当化できるものではない。特に、日本は国際的な人権保障の取り組みへの積極的なコミットメントが求められる国連人権理事会の理事国を長年にわたり務めている。2019年に実施された理事国選挙では、性的指向や性自認にもとづく差別撤廃に向けた国内外での取り組みの促進していくことを公聴会の場で誓約した上で当選を果たしている。これらの事情も踏まえれば、勧告そのものには法的拘束力がない、という形式的・法技術的な説明は、勧告内容にもとづく改善を実現しない理由とはならず、そのような説明に終始することは、国際公約とも矛盾した態度となる。

とはいえ、勧告に法的拘束力がない以上、たとえば勧告内容の未実施について裁判を起こすことは、不可能ではないにせよ、難しいところがある。勧告の有効な活用手段として考えられるのは、いわゆる行動規範としての活用である。職場や地域社会、行政当局などの取り組みにおいて、人権の視点からさまざまな施策を実施し、必要な場合には制度を変革していくことは重要である。それらの実施の根拠を問われる場面で、勧告を援用することなどが考えられる。国際的な人権保障の基準に照らして、現状がどうなっていて、何をどう変えていくことが国際的に認められた人権の基準に適うのか。その重要な一つの行動規範として勧告は使える道具となる。

日本の人権保障の問題点

LGBTQに関する法政策を含め、日本の法政策には国際的な人権保障の基準との乖離が著しい部分が多く存在する。ここでは、人権という視点の持ち方に共通してみられる問題点も同時に考えていく必要がある。

人権はすべての人が享有しており、そこには性的指向や性自認を含めて、属性や特徴にもとづく差別があってはならない。ここまでは一般的に理解が得られやすい。LGBTQも当然に人間であることに鑑みれば、少なくとも良識的な場面では、人権の享有主体であることを否定されることはない。

問題はその次である。人権を実現するには何が必要か。それには誰がどのような行動を取る必要があるのか。この回答として、日本では、人権の実現には人々の「思いやり」や「優しさ」が必要であり、他者がかかえる困難に「理解」を示す寛容な精神や態度こそが必要だ、との認識に陥りがちである。法務省主導の意識啓発も、学校教育で行われる人権教育も、また、先ごろ成立したSOGI理解増進法も、基本的に「人権」をそのようなものとして位置づけている。そこでは、人権が公権力の横暴に対する抵抗権を端緒に生成・展開してきた歴史的視点は抜けおちがちになり、自らの権利を要求する道具としての意味合いも無化されがちである。結果、人権侵害がおきる原因が一人ひとりの理解や意識の低さへと責任転嫁され、理解増進そのものが施策の目的に変化してしまう。むしろ、本来の意味での人権を要求する運動や活動は、差別や人権侵害

をしてきた側に急激な変化を強要する身勝手にわがままな自己主張として、非難や糾弾の対象とさえなっていく。SOGI理解増進法の成立直前に行われた修正は、まさにその視点からの修正一人権の実現という視点からは大きな後退一であった。

人権を実現する第一義的な義務は、誰が負っているのか。それが国（公権力）の側に課せられていることは、人権の歴史から明らかである。自由権規約委員会も、人権を享有主体（rights holder）はすべての人であり、人権保障の義務主体（duty bearers）は国であることを、自由権規約の解釈指針として明言してきた。ここでいう国（公権力）には、行政府だけでなく、立法府や司法府、ならびに、地方公共団体なども含まれている。人権の基本的理解に立ち返れば、本来、一人ひとりの理解や意識が低い問題にこそ、国（公権力）は法政策などを通して、人権が侵害されないよう制度を整え、人権侵害が生じた場合の救済手段を確保しておかなければならない。

このように日本では、人権という概念そのものどころか根源的な誤解があり、そのため、人権を実現するための基礎的な制度が整っていない現状が続いている。具体的には、自由権規約委員会をはじめ、国連の人権保障システムから再三指摘をうけている「包括的差別禁止法」の不在と、政府から独立した「国内人権機関」の未設置である。今年の世界人権宣言採択から75周年、そして、人権の普遍性が確認された世界人権会議のウィーン宣言・行動計画から30年目の節目の年にあたる。いま一度、人権の根本に立ち返り、LGBTQの人権保障を含め、国際的な人権保障の基準を満たすことのできる人権保障システムのあり方を早急に考えていく必要がある。

【注】

- (1) SOGIとは、Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字を取った単語で「ソギ」あるいは「ソジ」と読む。セクシュアルマイノリティに限らずすべての人がもつ属性・特徴を示す概念として、2011年頃から、国際社会で使われるようになった。
- (2) 自由権規約委員会（Human Rights Committee）は、国連総会で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）28条に基づき、同規約の実施を監督するために設置され、1976年から活動を開始した専門家組織。

わたしたちの 性教育 アクション

ジェンクロスとは、世代(Generation)とジェンダー平等(Gender Equality)がクロスするという意味を込めて作った造語です。「ジェンダー平等や人権について考える場づくりを、国際色豊かでSDGsにも精力的に取り組む川崎市から、クリエイティブのパワーを使って全国・全世界に呼びかける」というテーマのもと、2021年3月に3人でスタート、現在8人で活動しています。

コロナ禍に始まった活動

元々は、代表の岡田恵利子がデンマークにデザイン留学した際のカルチャーショックが発端となり、帰国後 SNS や選択的夫婦別姓の法制化を求める活動を通じ知り合ったメンバーと創立しました。当初はコロナ禍で社会のあり方が大きく変わり、オンライン利用が活発になった時期でした。初期は音声 SNS の Clubhouse や YouTube Live を使った活動がメインで、メンバーも SNS やメディアを通じて増えました。

学びながら行動する

オンラインでの打合せを中心に、「次は何する？」と企画を立てながら、皆が取り組みやすい範囲で活動に関わります。もちろん対面で話すと一緒に思いが膨らみ、どんどんアイデアが出て盛り上がります。「川崎駅をもや虫と川柳で埋めつくしたい」「作ったカード(詳細は次号10月号で紹介します)を翻訳して海外に発信しよう」なんて話も。もや虫とは日常のジェンダーにまつわるモヤモヤ発言や行動を「ジェンダーもや虫」と呼んでイラストにしたものです。

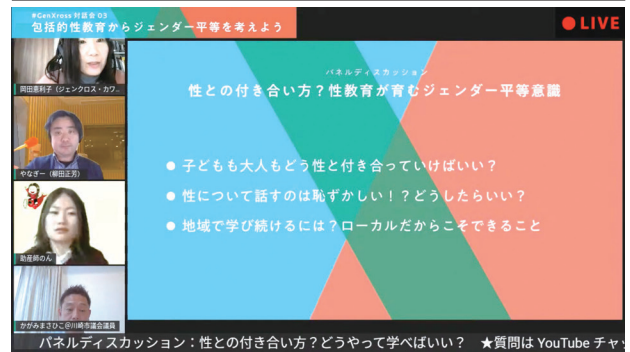
ジェンクロス・カワサキの目指す活動

メンバーの専門は、デザイン、アート、写真、広報、文章ライティングなど、幅広いのですが、ジェンダー平等に関する知識は未だ勉強中。専門家の協力を得ながら誰でも参加できる勉強会を開催し、メンバーだけ

#6

世代を超えてジェンダー平等や人権について考える場づくりを

GenXross Kawasaki (ジェンクロス・カワサキ)



2022年1月 オンラインイベント #GenXross 対話会 Vol.3
「包括的性教育からジェンダー平等を考えよう」

でなく地域全体の理解を深める場を作っています。私たち自身が学び、成長しながら、ジェンダー平等に向けて行動するサイクルを回しています。

2021年はゲストを招いたイベント開催が中心でした。取り扱ったテーマは男性育休、選挙・政治、選択的夫婦別姓、男女共同参画、そして包括的性教育と様々です。このテーマの広さがジェンダーの問題が社会の至るところにあるという現状を示していると思います。過去の学びを活かし、2022年度は川崎市男女共同参画センター協働事業として「ジェンダーもやもや発見カード」の制作に取り組みました。2023年ついにカードが完成し、展開をしていくステップに入りました。

コラボ企画では、川崎市長選挙・川崎市議会議員選挙の投票率UPを呼び掛けた #GoVoteKAWASAKI や包括的性教育を考える「かわさき包括的セクシュアリティ教育ネットワーク・セクソログ」さんとの交流会等、地域密着でジェンダー平等の実現のために行動しています。今後の活動は次号で詳しく紹介します。

(文責・合屋まり)

GenXross Kawasaki (ジェンクロス・カワサキ)
代表 岡田恵利子

一緒に活動や制作に加わりたい！という川崎市の方、是非メンバーになりませんか？現在20代から40代までのメンバー8名が所属し、自分のできることや楽しめることを中心に活動しています。一緒にジェンダーに関するもやもやについて楽しく学びを深めましょう！メンバー加入に興味のある方は genxross@niacari.jp まで。これまでの活動やイベント告知は Facebook をご覧ください。
www.facebook.com/genxross

多様な性のゆくえ

One side/No side [77]

宮田 一雄

みやた かずお
ジャーナリスト。公益財団法人エイズ
予防財団理事、特定非営利活動法人
エイズ&ソサエティ研究会議事務局長。

DELIVERY BOYS のアンテナ機能

2023年は4月に『#UPDATE HIV』をテーマに掲げたフロートが東京レインボープライド (TRP) のパレードに参加し、5月にはNPO法人ぷれいす東京が創設30周年キックオフイベントを兼ねた活動報告会を開いた。フロートを先頭にHIV陽性者や支援者が渋谷→原宿を歩き、沿道の歓呼にこたえたのも、バーチャルでなく会場に集まる活動報告会が開かれたのも2019年以来4年ぶりだった。

「コロナ何するものぞ」と思いつつも、新たなパンデミックに動揺し不安を抱えてしまう。そんな日々を過ごしていたのは、高齢者の末端に連なる私だけではなかったようだ。もちろん、COVID-19の流行が終わったわけではないが、自粛ばかりもしてられない。世の中の気分は大きく変化した。

エイズの流行に対しても、科学的なエビデンスに基づかず、人が情動で動くことはしばしばある。2023年はそうした認識も含め、エイズ対策の再構築、ないしは再出発の年であるように思う。

新宿二丁目のコミュニティセンター akta が前年の活動報告会と20周年レセプションを開いたのは6月18日(日)だった。活動報告会は、コミュニティセンターだけでなく、NPO法人 akta の活動も取り上げている。安心して集まれる場所の確保から出発して、活動の内容も範囲もこの20年で大きく広がった。

挨拶に立ったNPO法人 akta の岩橋恒太理事長によると、コミュニティセンター akta は2003年9月、「コミュニティの中からコミュニティに向けて」をモットーに設立された。国内で男性同性間のHIV新規感染報告が増え、ゲイコミュニティにおけるアウトブレイクが懸念された時期だ。アジア最大のゲイタウンといわれる新宿二丁目に啓発拠点を確保することは急務だった。報告会の資料によると、コミュニティセンターは次の3つの機能を担っている。

フリースペース：展覧会、研修会、講習会などの開催とドロップイン機能（気軽に立ち寄れる場所）でコミュニティセンターの周知をはかる。

情報提供：HIV/エイズの情報を集約、発信し、同時にセクシュアリティやゲイタウンに関するコミュニティ情報も伝える。

相談対応：感染不安やドラッグ、セクシュアリティ、就労、生活などの悩みを傾聴し、専門家につなぐ。

コミュニティや医療・行政・支援機関とネットワークを構築し、HIV/エイズの視覚化と啓発普及を進めるためだ。こう書くと堅苦しい印象だが、実際には特別な用がなくても、ふらっと立ち寄れば、お茶は飲めるし、スマホの充電もできる。そんな場所でもある。応募手続きを取ればDELIVERY BOYSの活動にも参加できる。

《毎週金曜20時からおそろいのユニフォームを着て新宿二丁目に飛び出し、コンドームをはじめ、セクシュアルヘルスに関する情報を届けるボランティア活動です》(akta センターパンフレットから)

レセプションでは、2020年7月にジャンジさんから木南拓也さんに交代した新旧のセンター長の紹介もあった。お披露目が3年も遅れたのはコロナの影響だろう。木南さんは「踊り子」の愛称で親しまれ、akta では長い間、DELIVERY BOYSの活動を続けてきた。新宿二丁目のゲイバーなどを訪れ、コンドームとパンフレットのパッケージを置いてもらう。

最初はエイズを話題にすること自体、あまり歓迎しないお店も多かったそうだが、続けるうちに「ご苦労さん」「大変だね」と声をかけてくれるようになる。

バーのカウンターの片隅にコンドームを置いても関心を示す人はいない。設置場所をトイレに移すと、けっこう持って帰ってくれる。そんな利用者心理に基づくノウハウを教えてくれるマスターもいた。

DELIVERY BOYSは情報発信だけでなく、コミュニティのニーズを把握し、新たなプログラムに反映できるようにする貴重なアンテナ機能も果たしている。こうしたアウトリーチ（外へ出ていく）活動の経験はいま、ますます重要になり、活動の場は新宿だけでなく、上野や浅草にも広がっている。

出会いは世界を広げていく

交流会を通して

第6回

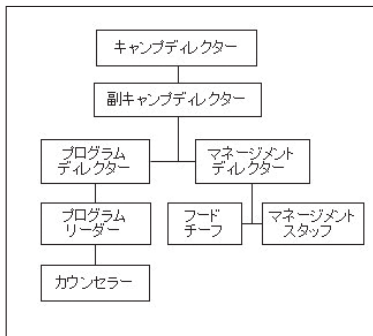
土肥いつき DOHI ITSUKI

京都の公立高校教員。24時間一人バレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

プログラムってなんだろう

前号（8月号）に書いたように、わたしは2回のカウンセラー経験で、まったく反対のグループ運営をしました。ひとつは徹底的な介入でした。そしてもうひとつは徹底的な放任でした。両方のグループ運営をして、なんとなく感じたことは、きっと両方とも違うだろうということでした。翌年、わたしはプログラムディレクターを任されました。

実は、今号の原稿を書いている最中に、当時の資料を発掘することができました。その中に当時の組織図があったので



掲載します。この図にあるように、まず、各グループを担当し、メンバーとともにプログラムを実行するカウンセラーがいます。

その上に、グループを持たずにプログラムを進行するプログラムリーダーがいます。プログラムディレクターは、キャンプ全体のプログラムを組み立て、キャンプ当日はプログラムリーダーやカウンセラーの協力を得ながらプログラムを進行する責任者になります。

はじめてのプログラムディレクターはたいへんでした。当時のわたしは、プログラムリーダーとして、あるいはカウンセラーとして、すでに定められたプログラムに従ってキャンプを進行した経験しかありませんでした。最初に提示したプログラムは、自分の経験に基づいて漫然とプログラムを並べただけのものだったような記憶があります。キャンプディレクターから「そのプログラムをなぜそこに配置したのか」と問われ絶句したこともありました。キャンプ当日も細かな「詰め」ができていないため、夜のリーダーミーティングで「詰め」をしなくてはなりませんでした。本来なら疲れをとるために寝なければならない時間に延々とミーティングをしているわたしに、キャンプディレ

クターは「そんなことは今することじゃない！」と一喝しました。キャンプそのものはすべてのリーダーの協力のおかげでうまくいきましたが、プログラムディレクターとしては失格だったと思います。そんなわたしでしたが、翌年の「やまびこキャンプ」で、再びプログラムディレクターを任されることになりました。

プログラムディレクターとしてあらためて考えたことは、プログラムとはいったいなにかということでした。キャンプはもちろん楽しいものです。しかし、ただ単にメンバーを楽しませればいいのかというと、それは違います。キャンプの目的は、キャンプを通して、個々のメンバーの成長をめざすことです。そこで大きな役割を果たすのがグループです。個々のメンバーの成長をグループが助け、個々のメンバーが成長することでグループも成長していきます。そんなメンバーやグループの成長に直接かかわるのがカウンセラーです。しかし、カウンセラーひとりでメンバーやグループの成長をサポートするのは不可能です。そんなカウンセラーをサポートするのがプログラムです。つまり、ひとつひとつのプログラムをこなすことを通して、カウンセラーはメンバーやグループの成長をはかるのです。プログラムはその目的に沿って配置することになります。では、キャンプ全体をプログラムで埋め尽くせばいいのかというと、それもまた違います。そのようなプログラムは、わたしの一度目のカウンセラーで経験した徹底的な介入になります。つまり、適度な介入と適度な放任の両方が必要であるということです。このように考えると、自然とプログラムの配置は決まります。わたしはようやく前年のキャンプディレクターの「問い」に答えられるようになりました。

この時にキャンプディレクターとして考え、実際にキャンプを運営した経験は、その後の担任としてのクラスづくりや放送部の顧問としてのクラブ運営、あるいは「場づくり」や交流会の運営に大きな影響を与えています。そこで次号には、この時の「やまびこキャンプ」について、もう少し書こうと思います。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

悪口の正体

『悪口ってなんだろう』なんとも刺さるタイトルである。思春期にもなれば気にかけずにはられないことの筆頭にあげられるのが、所属集団内での恋愛関係や、身近なところでの自分の評判。言い換えると、悪口をいわれていないかどうか、ということだろう。それははじめや、学校のクラスや部活におけるポジションに関わってくるし、また恋愛関係にすら影響を与えかねない。そして、社会人になっても、家庭をもっても、高齢期に入っても、自分や他人をめぐる評判というのはたいがい、頭のなかの関心事から抜け落ちることなくついて回るものである。

ところで、評判といっても好かれていることよりもむしろ嫌われていること、つまり悪口をいわれているかどうかのほうがたぶん切実である。SNSのトレンドに浮上するのが肯定的な事象よりも否定的なトピックが多いように、あるいは芸能マスコミの中心がスキャンダルであることなどからも、良い評判よりも悪い評判のほうが流布される速度が速いし、少なくとも短期的には大きな効果をもつことは間違いない。

本書の著者はいう。「悪口は、標的のランクを下げ、差は快適な立ち位置をあやうくします。その結果、標的となった人物には不都合が生じ、なにかと生きづらくなります。……(略)悪口が悪いのは、そのような序列を作り出し、誰かを劣った存在として取り扱うことは悪いことだからです」

この見解に異論のあるものはそういないだろう。悪口をいうのはよくない、は常識でもある。が、しかし翻って自分のことを考えてみても、悪口をいうことは嫌いなほうではない。いや、どちらかというところ好きかもしれない。正直いうと(大方のひとがそうであるように)悪いと思ってもやめられない!



悪口ってなんだろう

和泉 悠著
ちくまプリマー新書
定価 880 円 (税込)

もちろん、逆に、いわれることもままある。とりわけ筆者のように政治的な意見を表明するようなことが多い物書きだと、いろんなところから矢が飛んでくる。例えば、LGBTの運動に長く関わってきた私でも、昨今では「トランスヘイター」などとネットで書かれることも不本意ながらあるし、「くたばれ!」などという私への誹謗中傷にキリスト教団体が「イイネ」をつけているのを目撃したことすらある。隣人愛を実践すべき宗教者らが積極的にネットで悪口を後押しするくらいだから、私のような俗人が悪口をやめられないのも致し方ないというものだろう。

そう、この本の主張も、悪口をやめよう! などという単純なことではけっしてない。

『「悪口」と私たちが呼ぶものが一体何なのか、何が起きているのかについて、正確な理解を得ることができたなら、それとどうつき合っていくのかのヒントも得られるでしょう』

という具合に、悪口を、人間が生み出す社会現象における不可避な必要悪として、できるだけ相互にダメージを少なくして関わっていくための知恵を探ろうとしている。

その動機から、悪口がなぜいけないのか理由を明らかにし、どこからどこまでが悪口になるのかを検討したり、悪口がどうして面白いのかを考察し、ヘイトスピーチや自虐などについても分析を加え、「笑い」の効能と比較してみたり…と、悪口の正体を見極めようと精緻な議論を重ねる。

読者はそれら個別の見解に賛否があったとしても、自身の体験や見聞を深く重ね合わせながら、著者の思考をたどって夢中でページを繰ることになる。これほど具体的で、普遍的なテーマもないのだから。

読者に多くを考えさせる本を良書とするのなら、本書は間違いなく良書だと断言できる。推しの一冊!

(作家 伏見憲明)



SEE 性教育アカデミー2023

日時 2023年10月22日(日)
13:30~16:30
(受付開始13:00から)



参加費 4,000円(対面) 定員150名

会場 武蔵野大学 有明キャンパス 5号館301教室

りんかい線「国際展示場」駅/ゆりかもめ「東京ビッグサイト」駅より徒歩7分

性暴力の被害と加害:断絶か、つながりか? 支援の現場からみえること

小西聖子



武蔵野大学
教授、副学長

藤岡淳子



一般社団法人
もふもふネット
代表理事

【聞き手】野坂祐子(大阪大学大学院)・吉田博美(駒澤大学)

2023年は性犯罪に関する刑法が改正され、子どもや男性の性被害への社会的関心も高まっています。日本の被害者支援のパイオニアである小西聖子先生と、司法領域での臨床を経て、現在、社会内で性加害への対応を行っている藤岡淳子先生に、「性暴力の被害と加害」をテーマに、【過去-現在-未来】をめぐる対談いただきます。一緒に考えていきましょう。

お申込み(Peatix事前予約のみ)



<https://see-svos.peatix.com>
をPeatixで検索し、申し込みと支払いを完了して下さい。
自己都合によるキャンセル時の返金是对応しておりませんのでご了承ください。

問合せ先:kansaishy@gmail.com

今年度中に本対談を編集した動画を販売する予定です。



主催SEE(Sexuality Education & Empowerment)
協賛:JASE(日本性教育協会) 後援:武蔵野大学



10月1日(日曜日) 8:55 ~ 18:00



第42回日本性科学会学術集会

性を深く掘る

主な内容

招請講演として下記のゲストによる講演ほか複数の演題

田中貴子(国文学者・甲南大学文学部日本語日文学科教授)

宮台真司(社会学者・映画批評家・東京都立大学教授・至善館大学院客員教授・兵庫県立芸術文化観光専門職大学客員教授)

原田 純(作家&編集者・径書房代表取締役)

会場

横浜シンポジア(横浜商工会議所 9F 議場)

(神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル9階)

参加費・問合せ先等

主催: 日本性科学会 tel/fax03-3868-3853 <https://sexology.jp/>

参加費: 非学会員 15,000円、学会員 12,000円(※前夜祭に参加する非学会員21,000円、学会員18,000円)

申込み先等: 右のQRコードまたは、<https://www.convention-plus.jp/42jsss/>

運営事務局: 株式会社コンベンションプラス(東京都文京区湯島2-31-14 湯島ファーストジェネシスビル5F)

mail:42jsss@convention-plus.jp



10月13日(金) ~ 14日(土) ※オンデマンド配信有



第64回日本母性衛生学会総会・学術集会

母性衛生の夢と未来を語ろう

主なプログラム

会長講演: 「海外の医療現場でふと思ったこと」

大橋一友(大手前大学国際看護学部教授)

理事長講演: 「母体感染を再考する。」

正岡直樹(公益社団法人日本母性衛生学会理事長/医療法人社団良知会共立習志野台病院院長)

特別講演: 「心筋再生医療の現状と展望」

澤 芳樹(大阪警察病院院長/大阪大学大学院医学系研究科特任教授/一般社団法人日本再生医療学会前理事長)

「新型コロナウイルス感染症 3年を振り返って」

忽那賢志(大阪大学大学院医学系研究科感染制御学教授)

「わかりあえないことからーコミュニケーション能力とは何かー」

平田オリザ(劇作家/芸術文化観光専門職大学学長)

「セクシュアルリプロダクティブヘルス・ライツの原点としての母性衛生」

木村 正(大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学教室教授/公益社団法人日本産科婦人科学会前理事長)

会場

大阪国際会議場

(大阪府大阪市北区中之島5丁目3-51)

参加費・申込み・問合せ先等

参加登録費: 会員 14,000円、非会員 16,000円

申込み先: 右のQRコードまたは、<https://www.congre.co.jp/jsmh64/index.html>

運営事務局: 株式会社コングレ内 TEL: 06-6229-2561 FAX: 06-6229-2556 E-mail: jsmh64@congre.co.jp





11月11日(土) 会場 + オンライン配信



第11回 性の多様性を学ぶセミナー

主な講座内容・講師

【プログラム】

- 10:30～11:30 「都市部の夜の繁華街・クラブなどに通う若者の実態調査」をひも解く 前編
- 12:30～13:30 「都市部の夜の繁華街・クラブなどに通う若者の実態調査」をひも解く 後編
- 13:45～14:45 性感染症と行動理論、性の多様性を考える
- 15:00～16:00 日高教授監修 DVD 教材視聴
- 16:30～18:30 情報交換会・質疑応答

【講師】

日高庸晴 (宝塚大学看護学部 教授)

京都大学大学院医学研究科で博士号(社会健康医学)取得。カリフォルニア大学サンフランシスコ校医学部エイズ予防研究センター研究員、公益財団法人エイズ予防財団リサーチレジデントなどを経て現職。省庁や行政機関から一般企業まで、あらゆる領域にて性的指向と性自認の多様性に係る理解推進・啓発事業に従事している。

会場 ホテルポールスター札幌 (北海道札幌市) ポールスターホール
(北海道札幌市中央区北4条西6丁目)

【オンライン】(第11回及び第12回): 2024年1月19日(金)～1月28日(日)

受講料・問合せ先等

主催/一般社団法人日本家族計画協会

受講料・申込み受付/16,500円(税込)、10月24日(火)まで。

第12回オンラインのみ(第11回の収録配信)は12月25日(月)まで。

定員/80名(病院・学校・児童養護施設・行政機関等で働く保健師・助産師・看護師・医師・教員・ソーシャルワーカーなど。その他若者世代に関わるすべての方)

申込み方法/右のQRコードまたは、<https://jfpa.manaable.com/login/67/detail>より



JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】 必ず事前に電話で予約が必要です (tel 03-6801-9307)。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】 しばらくの間、月～金曜日 11:00～17:00

【休室日】 土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】 コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<https://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献 ・資料

→資料検索



統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、セクソロジー、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、国内学術誌、国際(海外団体資料・海外学術誌)、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集、ダイヤモンド文庫、ほか。

https://opac.jp.net/Opac/search.htm?s=NS1JEYq24WsoCGy_N7GNQ_WQaeg

休室のお知らせ

移転のため、下記の期間を休室と致します。移転先の詳細は追ってお知らせします。

【休室期間】

2023年10月23日(月)～12月1日(金)

【開室予定】

2023年12月4日(月)

すぐ授業に使える

性教育実践資料集

中学校改訂版

〈主な内容〉

- 第1章 中学校における性教育（性教育を実践するにあたって／性教育の目的と意義）
- 第2章 性教育の実践（性教育の現状と実践の課題／学習指導要領における性教育の取り扱い／性教育の指導体制／指導計画の作成／性教育実施上の留意点／家庭・地域との連携／中学校の性教育の今後に向けて）
- 第3章 指導事例（各学年における指導計画と指導の流れ／8つの1年生の指導事例／6つの2年生の指導事例／6つの3年生の指導事例／7つの個別指導事例／5つの組織の指導事例）
- 第4章 参考資料（性行動経験率／性的なことへの関心割合／自慰経験率／性的関心の経験割合の推移／性へのイメージ／性感染症報告数の推移／梅毒患者報告数の推移／HIV・エイズ感染者の動向／人工妊娠中絶実施率及び推移／用語解説）



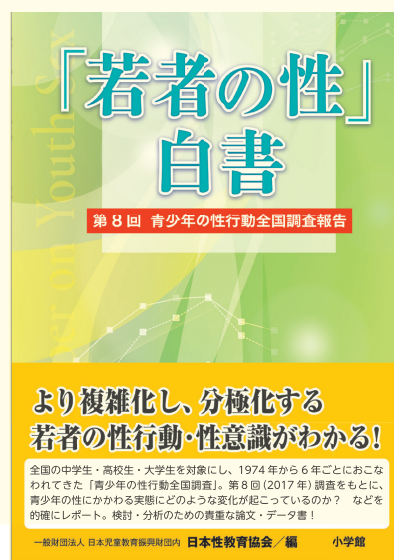
定価 2,200 円（税込） B5 判・224 ページ

「若者の性」白書

第8回 青少年の性行動全国調査報告

〈主な内容〉

- 序章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～



定価 2,420 円（税込） A5 判・256 ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！